

フッサール『論理学研究』における「独白」概念の検討

鈴木崇志¹

0. 問題設定

ふだん発せられる独白 *einsame Rede* には、ある種の寂しさ *Einsamkeit* が分かちがたく結びついている。独白するということは、他者との関係が途切れているということ暗に含んでいるからだ。では、哲学の著作に登場する独白はどうだろうか。

独白を利用した哲学者として本論文が注目するのは、『論理学研究』(以下、『論研』と略記)第1版(1900/01)のフッサールである。彼は、表現(有意味な記号)の考察を伝達的表現ではなく独白的表現に限定し、〈普遍的な意味が個別的な表現の中でいかにして表現されるか〉という「認識理論的な(XIX/1, A7)」問いを解決するため、独白という表現のあり方に注目したのである。

この独白がなされる場合は、『論研』第1版によれば「孤独な心的生(XIX/1, A35)」とよばれる。この孤独な心的生は、『イデー I』で論じられた純粹意識の先駆的形態とみなされることがある²。ただし両著作の間には多くの相違点もある。特に本論

【凡例】

- ・フッサールからの引用は、*Husserliana* の巻数をローマ数字、頁数をアラビア数字で表す。ただし *Logische Untersuchungen* については、第1版(A版)と第2版(B版)を区別し、いずれかの頁数を記す。
- ・引用文中の隔字体は傍点、斜字体は下線で表す。
- ・「」は引用、〈〉は筆者による句切り、[]、[...] はそれぞれ引用文中での筆者による補足、省略を表す。

1. 京都大学大学院文学研究科倫理学専攻・日本学術振興会特別研究員 DC

2. Derrida は、①伝達のために意味に付け加わる、表現の指標的側面の還元、②意味を表すために意味に付け加わる表現の還元という二段階を経てなされる「孤独な心的生への還元」を「超越論的還元」とも言い換えている(Derrida1967, p.76, 78)。また Mohanty は、「内的発語 *inner speech* への還元が超越論的現象学の一般の傾向に一致する」ということを指摘している(Mohanty 2008, p.87)。両者は孤独な心的生への注目をすでにある種の還元とみなす点で共通している。さらにいえば、フッサール自身が、『論理学研究』第2版を、『イデー I』への「導入を行う」ものとして構想している(XVIII, B, X)。

文が指摘したいのは、『イデーⅠ』第 51 節が、抽象と還元の違いを行っていることである。一方で抽象（あるいはそれと表裏一体の作用としての捨象）とは、単に「関心を制限する」作用である（III/1, 108）。このとき、私の自己意識だけを抽象し、他者を含む世界のすべての存在者を捨象したあとも、私とそれらの存在者との「包括的な連関」は保たれる（III/1, 108）。他方で還元とは、「意識を [...] 絶対的に固有の領域とみなす」作用である（III/1, 108）。このとき、レアールな世界に属する人間あるいは人格としての自己と他者は「遮断 ausschalten」され、それらは純粹意識の側から構成されるべきものと見なされる（III/1, 123）。このような『イデーⅠ』でのフッサールの自己理解に従えば、『論研』第 1 版は、還元という方法を採用しない以上、他者を捨象はしたが遮断まではしていなかったことになるだろう。それゆえ結局、他者との関係を問題にするか否かという点を、両著作の相違点の一つとして指摘することができる。

しかし以下でみるように、『論研』第 2 版（1913/21）のために書かれた諸草稿の中では、他者との関係が問題となっている。ただし、これらの草稿が『イデーⅠ』以後に書かれたということから、そこでの他者の問題が『イデーⅠ』からの単なる移し入れであると考えすることはできない。なぜなら、そこで扱われるのは、〈独白する主観がいかにして他者との相互伝達に移行できるのか〉という問題であり、『イデーⅠ』における〈主観がいかにして他者を構成するのか〉という問題ではないからだ。私は他者がいることを知っていても、他者に話しかけないこともできる以上、二つの問題は同じではない。

それゆえ、そのような他者との相互伝達が問題となった経緯を明らかにするためには、『論研』の書き換えの過程を辿りなおし、独白する主観と他者の関係がどのように変化したかを調べる必要があるだろう。そこで、本論文が最終的に答えるべき問いを、次のように設定する。

『論研』の書き換えの過程で、他者との関係という観点からみて、独白の役割はどのように変化したのか。

そしてこの問いに答えるために、本論文は、主に以下の四種の文献を利用する（執筆時期の詳細は本論文付録 1 を参照）。

- ①『論研』第 1 版：第 1 巻『純粹論理学のためのプロレゴメナ』（以下、『プロレゴメナ』と略記）は 1900 年、第 2 巻『現象学と認識理論のための諸研究』（以下、各部に依りて第 1～第 6 研究と略記）は 1901 年に出版。
- ②『論研』第 2 版：『プロレゴメナ』及び第 5 研究までは 1913 年 10 月、第 6 研究は 1921 年に出版。内容は第 1 版の修正版であるが、構成に大きな変化はない。
- ③改稿第 1 期の草稿：全集 XX/1 巻所収。第 6 研究および第 2 版序文の一度目の書き

換えのための草稿。1911年頃から計画され、1913年9月までに執筆。

④改稿第2期の草稿：全集XX/2巻所収。第6研究の二度目の書き換えのための草稿だが、断片的なものが多い。大部分は1913年12月から1914年4月に執筆。

本論文は、書き換えの集中している第6研究を中心にこれらの文献を解釈する³。以下では混乱を防ぐために、第1版をA版、第2版をB版と記す慣例に従い、第1版、第2版の第6研究をそれぞれ第6研究A、Bと記す。続けて便宜的に、改稿第1期、第2期に書かれたものをそれぞれ第6研究C、Dと記す（執筆順はA→C→D→Bであることに注意）。

1. 『論研』第1版における独白の役割は何か

記号とは一般に「何かの代わり für etwas」となるものであり、「意味Bedeutung/ Sinn⁴」をもつか否かによって「表現 Ausdruck」と「指標 Anzeichen」に分けられる（XIX/1, A23）。表現とは「有意味な記号（XIX/1, A30）」であり、その主な例は言語である。他方で指標とは、その存在の認識が他のものの存在を想起・推測させる動機となるものであり、その主な例は「ハンカチの結び目」や「火星の運河」などである（XIX/1, A24-25）。指標と表現の違いは、指標としての個別的对象Aは他の個別的对象Bへの「関心の向けかえを行う」にすぎないのに対し、表現としての個別的对象Aは普遍的な「意味」を提供されることで、その意味を通じて対象Bに向かうという点にある（XIX/1, A40, 42）。ただし、対象Bに向かっているということは、対象Bが現に存在しているということを含意するわけではない。

それゆえ、〈表現すること Ausdrücken〉としてまず考えられるのは、上でみたような「意味提供作用（XIX/1, A38）」である。他方でそれと対になるものとして、「意味充実作用（XIX/1, A38）」が考えられる。それは、意味提供作用によって対象に向けられた「志向 Intention」を直観によって充実する作用である（XIX/1, A38）。ただし表現することによって「本質的」なのは意味提供作用であって、意味充実作用は

3. 本論文の行う比較研究は、独白に注目するという点で、全面的ではない。他の観点からなされた研究としては、『イデーニ I』における超越論的観念論への接続という観点からなされた第6研究AとCの比較研究（Melle 2002）、signitive/signifikative Intentionの区別という観点からなされた研究（Melle 1998）、この区別を踏まえつつ体験と表現の対応関係の謎を扱った研究（Melle 2008）、XX/1巻所収の第6研究第3章の草稿における「空虚な代表象」と『イデーニ I』の「地平」概念の関連を論じた研究（Fraisopi 2008, p.56）、XX/2巻におけるBedeutung（対象の思念を可能にする論理的な意味）とSinn（充実によって与えられる経験の意味）の区別に注目した研究（Vandeveldt 2008, p.29）などがある。

4. 『論理学研究』において、「BedeutungはSinnと同義のものとして用いられる（XIX/1, A52）」。

「非本質的」である (XIX/1, A38, 50)。なぜなら、前段で見たように、表現の向かう対象が現に存在するものとして与えられる必要はない以上、対象を与える意味充実作用は、表現することに不可欠というわけではないからだ。

このようにして表現することによって本質的であるとされた意味提供作用は、さらに次のように分析される。

各々の表現とともに mit einem jeden [Ausdruck]、何かが告知され kundgeben、各々の表現の中で in jedem 何かが意味され bedeuten、そして〔各々の表現の中で〕何かが命名されたり nennen、その他の仕方で指示されたりする sonstwie bezeichnen (XIX/1, 50)。

ここで、「命名すること」と「その他の仕方で指示すること」の違いは、名辞によって指示するか命題などによって指示するかの違いであり、広義の〈指示すること〉のうちの区別である。よって大きく分けると、〈表現すること〉のもとでは、〈告知すること Kundgeben⁵⁾〉、〈意味すること Bedeuten〉、〈指示すること Bezeichnen〉という三つの機能が区別される。これらの機能の区別は、それぞれが表現しているものについての区別である。つまり、告知することは話し手（あるいは書き手）の「心的体験」を表現し、意味することは話された言葉（あるいは書かれた言葉）の「意味」を表現し、指示することはそれらの言葉によって指示された「対象」を表現しているのである (XIX/1, A33, 46, 50)。

表現に備わるこれら三つの機能の働きを、〈この花は赤い〉という知覚表現に即して確認してみよう⁶⁾。すると第一に、この表現における〈告知すること〉は、表現の送り手もつ知覚体験を表現している。第二に、この表現における〈指示すること〉は、そのような知覚体験において知覚されている、目の前にある赤い花を表現している。第三に、この表現における〈意味すること〉は、実際に知覚体験が成立しているか否かに関わりなく、赤い花を知覚していない者にも伝わるような普遍的な意味を表現している。

これら三つの機能は、表現の送り手と受け手が異なる「伝達 Mitteilung」の場面では一体となっており、全て表現にとって「本質的」とされる (XIX/1, A33, 50)。しかし、送り手と受け手が同一である「独白 einsame Rede/ monologische Rede (XIX/1, A36)」の場面では、〈意味すること〉だけが取りだされうる。では、もともと一体となっている三つの機能から〈意味すること〉だけを取りだすことはいかにして可

5. 告知という語は、ブレンターノ『経験的立場からの心理学』にも見られる。ただしそこで「告知」は、「心的状態」を伝える働きとして、「言語的伝達」だけでなく随意的あるいは不随意的な「物理的变化」にも帰せられる (Brentano 1924, S. 55)。なお、この箇所注目することは植村 2007 に学んだ。

6. 以下の本段の記述は、第 6 研究第 3 節に具体例を当てはめて解釈したものである。

能となるのか。このことを示唆しているのが以下の記述である。

これ〔＝言表命題の意味、すなわち論理の意味における判断〕は〔…〕そこで私たちが単に遂行された言表に目を向けるだけでなく、必要な抽象（アイデア化というほうがふさわしい）を遂行するような反省的な思考作用の中で、初めて私たちの対象となる（XIX/1, A103）。

この引用では、抽象しつつ反省する作用が言及されており、この作用によって意味を対象とすることが可能となるとされる。

より詳しくいうと、〈告知すること〉は反省によって度外視され、〈指示すること〉は、この反省に伴う一契機としての抽象（関心の制限）によって度外視されるのである。第一に、反省によって自らの心的作用に目をむけるときには、「心的作用の現存在の代わりとなる指標」は「不要」である（XIX/1, A36-37）ので、〈告知すること〉は度外視される。そして第二に、そのような反省においては、反省される作用がもともと対象にしていた事物ではなく、反省される作用の「内容 *Inhalt* (XIX/1, A46)」だけに関心をむけることができるので、〈指示すること〉は度外視される。

そして以下の諸研究の中で、このようにして取りだされた作用の内容は、アイデア的な意味を「代表するもの *Repräsentant*」であることが明らかになる（XIX/2, A563）。するとこの代表により、作用の内容をとりだす抽象は、上の引用にあるような「アイデア化」に至る。そしてここに至って初めて、意味を表現する作用としての〈意味すること〉が十分に説明されるのである。

したがって、アイデア的で普遍的な意味が個別的な作用の中で表現される仕方を説明することが第1～第6研究の目的だとすれば、この目的を達成するためには、意味すること、指示すること、告知することが絡みあった伝達的表現よりも、意味することだけへの注目が可能な独白的表現を扱うほうがよいことになる。それゆえ『論研』第1版における独白は、〈意味すること〉を説明する場という役割だけを演じている。このとき、伝達における他者との関係は問題とならない。伝達的表現は、反省されるべきものとして前提されており、反省を止めることで、独白する主観はいつでも伝達の場面に戻ることができる。そのような伝達的表現の存在を疑うことは、同書の目的を逸脱することになるだろう。

とはいえ、反省される作用がどんな種類の作用であるかを問うことは可能である。次節でみるように、この問いは第6研究Aですでに立てられている。そして私たちは、この問いに対する答えの変化のうちに、第6研究が書き換えられた理由を見いだすことができるだろう。

2. なぜ第6研究は書き換えられたのか

2.1. 第6研究Aの課題とその回答

第6研究Aは、冒頭で「全ての種類の作用が意味の担い手という機能を果たしているか」という問いを掲げている⁷ (XIX/2, A482)。ここで各種の作用として挙げられているのは、判断すること *Urteilen* や、問うこと *Fragen* や、願望すること *Wünschen* などである。確かに、これらの作用は何かを表現している。しかし上の問いが問うているのは、それらの作用のうちに、〈意味すること〉という機能が常に含まれているか否かということである。

そしてこの問いに対する第6研究Aの答えは否である。確かに、判断という種の作用は、常に命題という独自の意味の担い手となっている。しかし、第6研究Aによれば、他のある種の作用（例えば願望）が意味を介して向かっている客観は、判断が意味を介して向かっている客観と同じであるとされ、独自の意味の担い手として認められない。このとき、願望は判断に基づけられており、意味（及びそれを介して指示される客観）を判断と共有していると考えられる。例えば第5研究においては、〈火星に知的存在者がいたらなあ！ *Möge es doch auf dem Mars intelligente Wesen geben!*〉という願望の表現は、〈火星に知的存在者がいる *es gibt auf dem Mars intelligente Wesen*〉という判断の表現と「質料 *Materie*」（作用の客観が何であるかを規定するものであり、意味として顕在化するもの）においては同じであるとされていた (XIX/1, A387)。このとき両表現の違いは、質料ではなく「性質 *Qualität*」の違いであるとされる (XIX/1, A387)。

それゆえ、判断と同列におかれるべきなのは、願望ではなく、〈願望についての判断〉なのである。例えば、〈私は、火星に知的存在者がいたらなあ、と願望している *ich wünsche, dass es auf dem Mars intelligente Wesen geben mag*〉という判断を下すことで、はじめて「言表命題と願望命題が比較される」ようになるのである (XIX/2, A692)。この願望についての判断が客観にしているのは、判断（あるいはそれに基づけられた願望）の客観としての「事態 *Sachverhalt*」（火星に知的存在者がいること）ではなく、心的体験としての「願望」である (XIX/2, A692)。それゆえ確かに、願望は自らの基礎である判断と異なる客観をもたないが、願望についての判断は、もともとの判断とは異なる客観をもつことになる。第6研究Aの見立てによれば、願望が独自の意味と客観をもつという誤解は、〈願望〉と〈願望についての判断〉

7. この問いに関して、フッサールはボルツァーノのアリストテレス批判を参照している (XIX/2, A679)。アリストテレスによれば、依頼、願望、疑問などは、真偽が問えない以上、命題ではない。これに対しボルツァーノは、疑問文は対象について言表するわけではないが、対象について教えてほしいという話者の「欲求 *Verlangen*」を言表しており、それに関して真偽が問えるとする (Bolzano 1985, S.113-115)

との混同に起因しているとされる。

では意味の担い手となる作用とそうでない作用の境界線はどこに引かれるのか。第 6 研究 A によれば、この境界は客観化作用と非客観化作用の間にある。このことを説明するためには、第 5 研究における作用の分類に立ち戻る必要がある。なぜなら客観化作用とは、第 5 研究で「心的現象は表象であるか、表象に基づいているかのいずれかである (XIX/1, A349)」というブレンターノの命題を解釈する過程で導入されたものだからだ。

第 5 研究でフッサールは、表象を「そこで私たちに、狭い意味で、何らかのものが対象となるような作用 (XIX/1, A430)」と定義しなす。ここで「狭い意味」というのは、狭義の表象が、「名辞 Name」として表現されるものを対象にする「名辞的作用 nominaler Akt」であることを示している (XIX/1, A435)。これに対して、「命題 Satz」として表現されるものを対象にする作用は「命題的作用 propositionaler Akt」である (XIX/1, A448)。ただしフッサールはすぐに命題的作用も含めるものとして表象の定義を拡張しており、そのような広義の表象を「客観化作用 objektivierender Akt」とする (XIX/1, A447)。

また、客観化作用は、対象の存在を把握しているか否かによって定立的な作用（知覚や判断など）と非定立的な作用（単なる表象）に分けられる。すると結局、フッサールによって修正、拡張された表象は下図のように分類できる。そしてブレンターノの命題は、「志向的体験は全て、客観化作用であるか、客観化作用を「基礎に」もつかのいずれかである」と修正されるのである (XIX/1, A458)。

客観化作用（広義の表象）	定立的	非定立的
名辞的	①知覚	②単なる表象
命題的	③判断	④単なる表象

※①と②は狭義の表象

すると、第 6 研究 A において意味の担い手にならない作用の例として挙げられた願望は、上の図で示された客観化作用を基礎にもつがそれ自身は客観化作用ではない作用の一種であることになる。願望や疑問は、必ず何らかの客観についての願望であるという点で客観化作用に基づいているが、それ自身は客観に新たな何かを付加する作用ではないのである。

よって、〈全ての種類の作用が意味の担い手となるか？〉という問いに対する第 6 研究 A の答えは、〈客観化作用は意味の担い手となるが、願望をはじめとした非客観化作用は意味の担い手とならない〉である。

2.2. 非客観化作用についての見解の変化——倫理学講義と『イデー I』——

上で確認した第 6 研究 A の答えは、C では修正を迫られることになる。その経緯を説明するために、以下では非客観化作用についての見解の変化という観点から、1908 年から 14 年にかけてなされた倫理学講義⁸と『イデー I』(1913)を概観する⁹。

倫理学講義は、『論研』が非客観化作用としていたものを、価値との関わりの進展に応じて次のように分類する。

(a) 心情作用 *Gemütsakt* (XXVIII, 105, 322, 340)

: 何かを価値あるものとみなす作用としての「価値づけること *Werten*」あるいは「気に入ること *Gefallen*」(XXVIII, 334, 323)

(b) 欲求作用 *begehrender Akt* (XXVIII, 102)

: その価値を実現しようとする作用としての「願望すること、追求すること、意志すること *Wünschen, Streben, Wollen*」(XXVIII, 103)

(c) その価値の実現ないし失敗に伴う「喜び」や「悲しみ」などの感情 (XXVIII, 342)

これらの作用は、価値の担い手となる客観なしには遂行されえないという点で、客観化作用に基づいた「非独立的な (XXVIII, 322)」作用であり、それゆえ独自の客観をもたない。すると例えば「朗らかな春がきますように *Es möge ein sonniger Frühling kommen!*」という願望命題は、〈朗らかな春がくること〉という事態を客観とする単なる表象に基づいており、かつ、その事態以外のものを客観にしていらないように見える。

しかしフッサールは同じ箇所、心情作用が「独自の志向性」をもち、「価値をもつ客観」だけでなく「価値そのもの」に向かうという可能性に言及している (XXVIII, 322–323)。つまり上の例に即していうと、願望は、肯定的な価値の担い手である〈朗らかな春がくること〉という事態を客観とするだけでなく、〈朗らかな春がくることの価値〉という独自の客観をもつのである。とはいえそのような価値が、願望命

8. ゲッティンゲン大学での倫理学講義は、1908/09 年冬学期、1911 年夏学期、1914 年夏学期の三度にわたってなされた。内容は、11 年も 14 年も 08/09 年の講義が土台となっている。ただし 11 年になされた講義の序論と結論は新たな内容である。また 14 年の講義も、08/09 年の講義に若干の変更を加えている。これらの比較研究については本論文では行わない。

9. 同様の文献を用いた先行研究として、Melle 1990 と吉川 2011 を参照した。Melle によれば『論研』は非客観化作用を「基づけられた作用性質」と解していたが、倫理学講義は非客観化作用を、「基づけられた〔作用質料についての〕統握」と解している (Melle 1990, S. 44)。他方で吉川によれば、価値意識を客観化作用とみなすか否かの「ジレンマ」を経て、倫理学講義では価値意識をも客観化作用に含めることで「客観化作用の一元論」が確立されたとする (吉川 2011, 105 頁)。そして、価値づけの作用が価値という独自の対象をもつことが倫理学講義において示されたとする点で、本論文は両研究に従う。

題において顕在的に客観となっているわけではない。それゆえ願望作用は、「何かに向かう *Sich-richten-auf-Etwas*」という構造を客観化作用と共有するとはいえず、客観ではなく「客観化可能な何か」にむかうにすぎないという点で、あくまで「非客観化作用」なのである (XXVIII, 340)。

この価値の客観化は、心情作用の上に「さらに建てられる客観化」によって初めて顕在化する (XXVIII, 340)。先の例に即していえば、願望をそのまま述べるのではなく、〈朗らかな春がくることは有価値である *es ist wertvoll, dass ein sonniger Frühling kommt*〉等の判断として表現することで、価値が客観化されると考えられる。このようにして願望は、第 6 研究 A の考えていたような〈願望についての判断〉ではなく〈願望の向かっている価値についての判断〉となることで、独自の意味の担い手として認められる。また、価値に関わる判断は、『論研』で言及された真理という妥当性ではなく「新たな妥当性 (XXVIII, 280)」に従うとされる。そしてそのような妥当性に関わるのは、形式的論理学ではなく「形式的倫理学 (XXVIII, 27)」なのである。

とはいえ倫理学講義においては、心情作用等が向かう価値と表象の向かう対象の関係が未だ不分明である。この点についてのより詳細な考察は、『イデー I』で導入された「ノエマ」概念により可能となる。

『イデー I』によれば、ノエマとは体験の「志向的相関者」であり、最も広義の「意味 *Sinn*」である (III/1, 202, 203)。『論研』の「意味 *Bedeutung/ Sinn*」とノエマの相違については多くの議論がある¹⁰が、本論文に関わるかぎりでは、ノエマが「核 *Kern*」に加えて「性格 *Charakter*」をもつという点が重要である (III/1, 210)。

ノエマの核とは、作用が「何についての *wouüber* (III/1, 216)」作用であるかを規定するものとされる。例えば判断作用においては、ノエマの核は *S ist P* と表現されるような「判断」である (III/1, 218)。これに対し、ノエマの性格とは、『論研』が意味の側にうまく組み込めなかった「注意の変動」、「再生産的変様」、「存在性格」などである (III/1, 211, 233, 239)。

特筆すべきは、この存在性格の中に、心情作用等が向かっていた価値も含まれるということである。つまり、ある種の存在定立を行う判断によって「可能的である *möglich seined* (III/1, 240)」という性格がノエマに帰せられるのと同様に、ある価値に向けられた心情作用によって、「しかじかの価値である *wert seined* (III/1, 267)」という性格がノエマに帰せられるのである。すると心情作用は、ノエマの性格へと

10. Bouckaert は、1908 年の「意味の理論」講義における現象論的意味と現象学的意味の区別が、1912 年ごろにノエシスとノエマの区別として固定されたことを示している (Bouckaert 2003, p.208)。また、同講義との関連におけるノエマ概念の成立背景については、Vandeveldt 2008、植村 2009、富山 2010 を参照した。ノエマ概念の位置づけについての現代の論争については、梶尾 2009 を参照した。

反映¹¹されることで客観の構成に関わるという点で、その他の作用と変わらないことになる。それゆえ次の主張が生じる。

全ての作用は一般に——心情作用と意志作用 *Gemüts- und Willensakte* さえも——「客観化」作用であり、対象を根源的に「構成する」作用なのである [...] (III/1, 272)。

この主張は、心情作用と意志作用を客観化作用と見なす点で、それらを非客観化作用と見なす倫理学講義の主張と齟齬をきたすようにみえる。だが実際には齟齬はない。なぜなら、『イデーン I』が客観化作用とした心情作用と意志作用は、倫理学講義が非客観化作用の上に続けてなされる客観化作用としていたもののことだからだ。つまり、価値に向けられた非客観化作用から客観化作用への移行は、別の作用への移行ではなく、同一の心情作用や意志作用が「不明瞭な *verworren*」段階から「明晰な *klar*」段階に移行する過程であり、一種の直観による「充実」なのである (XXVIII, 324, 344)。

この点は、第 6 研究 C において次のように整理されている。

価値を原的に与える〈直観すること *Anschauen*〉 [...] は、非客観化的な「価値を受容すること *Wertnehmen*」からの客観化的な転化 *Wendung* でなければならぬ。そのような直観の中で、もとの心情意識や〈価値づけること〉において意識されていた価値が、全き充実において意識されるのである。 [...] この注意は、客観化する理性と価値づけたり意志したりする理性の絡み合いを解こうとする筆者の努力を、長年の間¹²導いてきた (XX/1, 239)。

このように、非客観化作用が客観化作用に「転化」しうると考えるならば、非客観化作用を〈意味の担い手とならない作用〉とした第 6 研究 A の主張には修正が必要となる。そこで次節では、この修正の試みという観点から第 6 研究 C を解釈したい。

2.3 第 6 研究 C の試み

『イデーン I』が明らかにしたように、非客観化作用と考えられていた心情作用や意志作用は、価値判断へと転化したうえでノエマの性格へと反映されるという点で、独自の意味の担い手として認められる。すると、第 6 研究 C において〈意味の担い

11. 意味付与的体験およびその一次的内容（感覚と件、快苦、欲求など）からなるノエシス (III/1, §85) とノエマの相関関係は本論文では扱えなかった。本文で述べた「反映」関係については、第 98 節におけるノエシスとノエマの形式論が「相関的」ではあるが「鏡像のような一対一関係にはない」という記述を参照 (III/1, 230)。

12. この「長年の間 *seit vielen Jahren*」という表現によって、1913 年に書かれた『イデーン I』と第 6 研究 C だけでなく 08/09 年以來の倫理学講義をも同じ立場として扱うことが裏づけられる。

手とならない作用)の候補となるのは、ノエマを相関者としてもたない作用であるはずだ¹³。そのような作用を探る手がかりとなるのが以下の記述である。

〔…〕次の本質法則を明らかにしなければならない。それはつまり、内在的に知覚されうるもの、すなわち内在的に直観されうるものは、内在的にのみ知覚されうる(直観されうる)という法則である。それゆえ内在的直観は、代表象、内在的対象の「現象」を欠いているのである。ここには「呈示的」内容はない。つまり、ふさわしい「統握」によって呈示された対象的契機を代表するものとなるような、射映的な内容はないのである¹⁴(XX/1, 152–153)。

この「本質法則」が言わんとしていることは、側面ごとに射映的に与えられる超越的对象と射映せずに与えられる内在的対象の区別である。異なった現れ方であるにせよ、私にも他者にも与えられるような超越的对象とは異なり、内在的対象である体験を直観できるのは、体験している本人だけなのである。

するとここから、体験の伝達についての困難が生じる。確かに私は、体験を反省しつつ、「私はこの家を見ている」等の判断を他者に伝達できる(XX/1, 260)。しかしそのような伝達は、私が実際に当該の体験をしている場合にのみ妥当するという点で、「偶因的 *okkasionell*」な表現であるとされる(XX/1, 260)。第1版での記述を確認すると、偶因的表現とは、状況に依存せずに特定の意味をもつ「客観的表現」と異なり、「実際の状況を顧慮することで初めて特定の意味が構成される」表現である(XIX/1, A80)。つまり、意味を介して指示される個別的对象を同定することで、初めて偶因的表現は完成するのである。このような同定は、〈この家〉という超越的对象についての表現の場合には、それを発言しながら目の前にある家を指さすことなどによって行われるだろう。他方で、〈私はこの家を見ている〉という内在的対象についての表現の場合には、意味が伝達 *mitteilen* されることはあっても、指示された対象が共有 *mit-teilen* されることはありえない。これが体験の伝達の困難である。

この困難を補うものとして伝達の場面でなされるのは、第1版によれば、告知であった。体験は、話し手(あるいは書き手)が表現の送り手として実際に話す(書く)ことによって、その表現に伴って告知される。このとき告知は、指をさす行為

13. それゆえ第6研究Cは、第5研究での「質料」概念の説明が不十分であったと述べ、「すべての志向的体験は〔…〕自らの内容、より明確には、自らのノエマをもつ」とすることでノエマ概念を導入する(XX/1, 58)。このときノエマは、作用の「実的成素」としてではなく、「純粋に現象学的に」記述されるべきであることが強調される(XX/1, 58)。そしてノエマが「対象の与えられ方」という諸性格を含む以上、諸性格の変化をもたらす全ての作用は「客観化作用」なのである(XX/1, 59)。

14. この記述は第6研究Aにはなかったものであり、『イデーニ I』第42節の内容を概ね踏襲して新たに書かれたものである。

が超越的な個別的对象を同定するのと同じように、内在的な個別的对象としての体験を同定する役割を演じようとするのである。

そしてノエマとしての意味を相関者としてもたない作用とは、この告知にほかならない。このことは「私はこの家を見ている (XX/1, 260)」や「私はしかじかのことを望む (XX/1, 63)」のような、告知と意味提供作用を同時に行う表現において明らかになる。そこでこの両体験の関係は、今や次のように説明されるのである。

これらの意味提供作用は全ての告知の外で起こり、相互交流 *Wechselverkehr* がなされていてもいなくても、表現に同一の意味を提供するのである (XX/1, 62)。

この記述は第6研究Cの第2節で新たに挿入されたものである。特筆すべきは、それが願望命題の分析を行う箇所の直前に挿入されているということである。このことは、第6研究Aが〈願望等の非客観化作用は意味の担い手とならない〉と考えていたのに対し、第6研究Cが〈願望を含めた全ての客観化作用の行う表現（意味すること＋指示すること＋告知すること）のうち、告知だけが意味の担い手となる作用の外にある〉と考えるに至ったことの証左となるだろう。

確かに、告知が意味提供作用「の中に in」ではなく「とともに mit」あるということは、第1版の第1研究ですでに述べられていた (XIX/1, 50. 本論文第1節の引用を参照)。しかし、直前の引用で見たように、第6研究Cは、告知が意味提供作用「の外に außerhalb」あると主張するに至っている。ここには僅かではあるが興味深い変化がある。つまり第6研究Cは、両者が別のものであることを認めただけで、それらの結合ではなく、分離に注目しているのである。そして告知がなければ相互伝達は成立しない以上、この分離によって初めて〈独白の中で意味提供作用を反省する主観がいかにして他者との相互伝達に移行できるのか〉と問う余地が生じる。すると、第1研究では単に度外視されただけの告知は、相互伝達を可能にする体験として、新たに説明しなおされねばならなくなる。

しかし、告知が意味の担い手となる作用の「外に」あるということから、それが意味の担い手にならない作用であるということが直ちに導かれるわけではない。なぜなら、『論研』第1版第5研究以来の見解に従って、作用を「志向的体験 (XIX/1, A325)」とするならば、ノエマを相関者としてもたない告知は、もはやいかなる志向をもたないのではないかという懸念が生じるからだ。

この懸念に対する回答は、告知の目的に注目することで得られる。告知という概念の考案者であるブレンターノによれば、告知は、話し手がしかじかの体験をもつという確信、あるいはその確信をふまえてさらに生じるべき同意や感情などを聞き

手のうちに「喚起する *hervorrufen*」という「目的 *Zweck*」をもつという¹⁵。そしてブレンターノ門下のマルティはそのような目的に注目して第 6 研究 A での非客観化作用についてのフッサールの見解を批判している。この経緯は別稿に譲る¹⁶が、本論文との関連で重要なのは、第 6 研究 C の執筆（早くとも 1911 年）に先立つ 1910 年に、フッサールがマルティの告知概念を検討する草稿を書いており、この草稿が第 6 研究 D の執筆の際にも参照されたと推測されるということである¹⁷。その草稿において、フッサールは話し手からの告知が聞き手に何かを「提案すること *Suggerieren*」というはたらきをもつというマルティの見解を紹介し、そのはたらきについての「現象学的分析」が重要であると述べている（XX/2, 245）。

そしてこの草稿をふまえて書かれたとされる 1914 年の第 6 研究 D のための草稿において、彼は再び「あらゆる意味機能の外にある作用」に言及することになる（XX/2, 56）。ただし第 6 研究 C と異なるのは、意味機能をもつ意味提供作用の「外に」あるものが、それでもなお「作用」であることが明記されたという点である。そしてそのような〈意味の担い手にならない作用〉は、同草稿では「提案すること」より一般的な言葉で「送り届けること *Adressieren*」あるいは「期待すること *Zumuten*」と表される（XX/2, 56, 59）。それが作用（志向的体験）である理由は、それが〈相手が自分の伝達を受容する〉ということに向かう「伝達的志向 *mitteilende Intention*」や、その受容をふまえて〈相手が自分に何らかの行為をなす〉ということに向かう「実践的志向 *praktische Intention*」をもっているからである（XX/2, 58）。

よって、〈告知は作用ではないのではないか〉という先の懸念には次のように回答できる。確かに告知は意味を介して対象に向かうような志向をもたない。しかし告知は、相手が自分の体験の伝達を受容することへの伝達的志向をもつという点でやはり作用であり、伝達的志向あるいは実践的志向をもつ作用の総称としての〈期待すること（送り届けること）〉の一種なのである。

ただし、期待することが意味の担い手とならない作用であるということは、第 6 研究 C では示唆されるにとどまり、D ではじめて詳論される。この点に注目すると、フッサールが C を中断して新たに D を構想した理由は次のように推測できる。C は章構成に関しては概ね A に従っている（本論文の付録 2 を参照）。そして A に従うかぎり、専ら考察の対象となるのは独白的表現における意味提供作用である。このとき、伝達的表現において初めて登場する〈期待すること〉を扱う余地はない。よ

15. Brentano 1956, S. 36, 312

16. ブレンターノ、マルティ、フッサールの告知概念の比較研究については鈴木 2013 を参照。

17. 編者 Melle による XX/2 巻の解説によれば、この 1910 年の草稿は、1914 年 3 月と 4 月に書かれた第 6 研究 D の冒頭部（XX/2 巻第 2 番草稿）の「草案 *Vorlage*」となったと推測される（XX/2, XL）。また 1910 年の草稿の解釈については、Melle 1999 も参照。

って彼は A と C の章構成を大幅に変更し、伝達の表現の分析を冒頭部 (XX/2, Nr. 2) におく第 6 研究 D を構想するに至ったのである。

本節の表題は、〈なぜ第 6 研究は書き換えられたのか〉であった。ここまでの記述をふまえると、それが二度にわたり書き換えられた理由は、それぞれ次のように推測される。

(1) 1 回目の書き換えがなされた理由は、意味の担い手とならない作用を非客観化作用ではなく告知をはじめとした期待の作用に訂正するためである。

(2) 2 回目の書き換えがなされた理由は、独白的表現だけを扱う第 6 研究 A の章構成を放棄して、伝達の場面で初めて登場する期待を扱うための章を設けるためである。

特に第 6 研究 D のための草稿においては、伝達をはじめて可能にする告知という種の期待が説明の中心となる。そこで次節では、この説明がいかになされたかを確認する。

3. 告知はどのようにして独白から伝達への移行を可能にするのか

第 6 研究 D において、「告知とその受容」は、「コミュニケーション」を可能にする作用であるとされる (XX/2, 50)。この「コミュニケーション」は、第 6 研究 C のいう「相互交流 (XX/1, 62. 本論文 2.3 参照)」とほぼ同義と解せる。以下ではこの相互交流あるいはコミュニケーションを、第 1 研究において言及された伝達の表現が双方向的に成り立っている状況と解し、そのような相互伝達を可能にする告知のはたらきを説明する。相互伝達の出発点に告知が成立していなければならない理由は、相互伝達のためには伝達の相手を自分とは別の主観として認めねばならず、さらに、そのような別の主観（他者）の承認のためには、表現の送り手が自らの心的体験を表現する機能としての告知を遂行し、表現の受け手がその告知を受容せねばならないからである。

手がかりとなるのは、そのような告知の受容 *Kundnehmung* が、しばしば知覚 *Wahrnehmung* と言い換えられていることである¹⁸。そこでまずはこの知覚を、怒鳴り声の知覚という例に即して考えてみよう。第 6 研究 D によれば、怒鳴り声は怒りという感情の「表出 *Äußerung*」である (XX/2, 103)。このとき怒鳴り声は、付帯現前化するものなしに存在しうるという点で、表出体験という全体の独立的「断片 *Stück*」である (XX/2, 103–104)。それでも怒りと怒鳴り声が結びつくのは、両者が別の二

18. 例えば、すでに『論研』第 1 版の時点において、「聞き手が〔話し手の〕告知を知覚する」と言われている (XIX/1, A34)。

つものではなく、同じものの二側面だからである。すると怒鳴り声の知覚は次のような仕方で怒りの知覚を伴うことになる。

怒鳴ることは、単に客観的であるような〔怒りという第一の出来事と並ぶ〕第二の出来事ではなく、「心理物理的な」出来事である。〔...〕したがって私は、他者の怒鳴り声とともに彼の怒りを統握し、それを「本当に」受容する〔“wahr” nehmen、知覚する〕のである（XX/2, 104）。

この引用から明らかなように、他者を知覚するということは、表情や身振りによって表出された感情を知覚することにほかならない。そしてそのような知覚によって、告知の受容が達成されるのである。

一見すると、独白から相互伝達への移行を可能にするのは、このような告知とその受容としての知覚が相互的になされることであるように思われる。しかし、告知の受容が常にそのような端的な知覚によってなされるとはかぎらない。上の例では、告知を行う怒鳴り声は、単なる発語ではなく、荒々しい語調や表情を伴っているはずである。だが告知を行う表現は、常に誠実に話者の心的体験を示唆するような語調や表情を伴っているとは限らない。すると、次のような不誠実な告知がありうることになる。

私を含めた誰もが、「自分を表出する」ことができ、しかも、「意のままに表出する」ことができる。例えば、誰もが表出を自分で支配することができるし、表出をおしとどめることもできる。だから、「その人の中で起こっている」ことは、見えないのである。彼は「自分を偽る *sich verstellen*」ことができるし、感じていない喜びを「表現する」ことができる。さらに彼は、相手がこのような意図を理解できるように、わざとらしく表現を行うこともできるのだ（XX/2, 70）。

上の引用が述べているように、告知の主体は、「意のままに」記号を用いることができる。すると、告知の受容 *Kundnehmung* が必ずしも知覚 *Wahrnehmung* であるとはいえなくなるだろう。喜びを告知するはずの〈嬉しい〉という言葉や微笑みという表情は、話し手の支配のもとで、演技や嘘や皮肉のためにも使われうるからだ。

誠実な告知と異なり、このような不誠実な告知においては、他者が実際にもつ体験を知覚するという仕方で告知を受容することができない。さらにいえば、そもそも私は他者の告知が誠実か否かを判定する手段をもたないのである。すると私は、そのような曖昧な告知を受容するのをやめて、相互伝達を放棄することもできるはずである。少なくとも、独白的表現を探求する場面では、告知は次のようにして度外視される。

相互理解のパートナーがもつ意識の出来事は多くの変容を被る。この変容についての考察は、倫理学、美学、言語学、心理学にとっては重要だが、論理的意識の現象学的解明のためには重要ではない。例えば、嘘つきや詐欺師の意識、嘘つきのふりをする者の意識、役者の意識、冗談めかしたパラドクスばかり言う者の意識などは、私たちの考察の範囲から外しておくことができる (XX/2, 44)。

この記述から分かるように、告知とその受容のもつ多様性は、「論理的意識の現象学的解明」である『論研』の範囲外にある。そのような外部は、第6研究Cでは「非論理的 *außerlogisch* な意識の領野 (XX/1, 68)」として示唆されていた。フッサールはその箇所の直前に、鉛筆で「ここから現象学全体にとっての、より広い地平が開かれうる」と書き入れている (XX/1, 68)。今や第6研究Dは、告知への考察によってこの非論理的な意識の地平を実際に開くに至ったのである。

そして、『論研』の本来の枠組みをはなれて、第6研究Dはそのような多様な告知とその受容において、相互伝達を可能にするものが何であるかを考察している。そのための手がかりとなるのは、伝達に伴う次のような「期待 *Zumutung*」である。

期待する主観と、期待を理解してそれに応答する主観の間に、すなわち伝達する主観と、伝達を理解し、ときにそれを受け入れる主観の間に、特殊な向かい合い *das eigentümliche Gegenüber*¹⁹が構成される。この向かい合いにおいては、伝達を行う作用の意味の「伝達」を媒介として、さらにまた、期待、願望、意志などが伝わる *übermitteln* のである (XX/2, 50)。

この引用が述べているように、例えば願望からの転化によって生じた価値判断の意味に加えて、心的体験としての願望そのものも伝達されうる。そして、意味提供作用として機能するにせよ、告知として機能するにせよ、全ての伝達的表現は〈送り手が期待し、受け手がその期待に応答する〉という「特殊な向かい合い」の関係に裏づけられているのである。ただしここで、①〈意味すること〉に伴う期待、②〈指示すること〉に伴う期待、③〈告知すること〉としての期待²⁰は、次のように区別される。

19. *Gegenüber* は、このような主観どうしの関係ではなく、主観に「相対するもの」を表すために用いられることのほうが多い。しかしこの引用の前後では、「人格的な諸主観」が互いを客観とするという特定の状況が念頭におかれており、そのような状況において主観の「間に *zwischen*」構成される *Gegenüber* の特殊性が強調されるのである (XX/2, 50)。

20. 前節で見たように、伝達的表現においてはじめて登場する〈告知すること〉は期待するという作用の一種と考えられるが、〈意味すること〉と〈指示すること〉は独白的表現においては何の期待ももたず、伝達的表現の場面で告知とは別種の期待を伴うようになる。そのため、本文①②と③の間には表記の違いを設けた。

①〈意味すること〉に伴う期待は、『プロレゴメナ』以来の、形式的法則のもつ「当為 Sollen」に裏づけられた期待である²¹。このとき表現の送り手は、受け手が自分の従っている形式的法則の当為と同じ当為に従うという期待をもつ。それゆえ受け手の従う当為は、「期待を込めた当為 (XX/2, 93)」ともよばれるのである。

②〈指示すること〉に伴う期待は、①からの延長として説明される。表現の受け手にとって、意味作用と指示作用の関係は、志向の「進展 Fortsetzen」の過程である (XX/2, 204)。つまり、記号を受けとった者は、まず初めに、その記号の意味にむかう「記号的志向 signitive Intention」をもち、その次に、意味を介して対象にむかう「定立的志向 thematische Intention」をもつのである (XX/2, 206, 205)。このとき、初めの記号的志向は〈意味すること〉によっていったん充実する (XX/2, 196)。そして、次の定立的志向は、〈指示すること〉が「直観的な」ものとなることで充実するのである (XX/2, 205)。そしてこれらの志向は、充実という目標を目ざしてなされるという点で、「傾向 Tendenz (XX/2, 146)」あるいは「当為的傾向 Sollenstendenz (XX/2, 182)」ともよばれる²²。それゆえ、①で確認した〈意味されたものを共有してくれますように〉という期待をこめた当為を経て、ここでは〈指示されたものを共有してくれますように〉という期待をこめた当為が成りたつことになる。そしてこの期待は、相手が命題の意味を「理解する」だけでなく、それを通じて指示された対象について「判断を共有する Miturteilen」ことによって満たされる (XX/2, 43)。

③〈告知すること〉としての期待は、①と②の期待とは異なり、伝達されるものの共有によって満たされることはない。本論文 2.3 でみたように、期待に応えようとする者が告知された体験を共有することはできないからだ。それゆえ告知を受容する者は、共有とは別の仕方期待に応えなければならない。そのような応答の仕方は、依頼表現の分析によって次のように示唆される。

「依頼すること Bitten」とは、聞き手が特定の行為をなすことを願望しているという点において、願望の一種である (XX/2, 57)。すると例えば「どうかドアをあけてください Ich bitte aufzumachen (XX/2, 56)」という依頼表現は、意味を伝達するだけでなく、話し手の願望を告知する表現でありうる。そして他の種類の願望とは異なり、依頼は、「相対する者 Gegenüber に向けられた期待」として「応答作用への実践的志向」が含まれているという特徴をもつとされる (XX/2, 57)。では私はいかにし

21. 『プロレゴメナ』によれば、矛盾律などの形式論理学の法則は、「正しく判断することを要求する者、つまり真を真、偽と偽として妥当させようとする者は、法則が命令するとおりに判断しなければならない (XVIII, A89)」ということ根拠として、判断者の心的作用を拘束する「規範 Norm」となる (XVIII, A162-163)。そしてこの規範のもつ拘束性は、「せねばならない müssen」や「してもよい dürfen」と交換可能な「すべき sollen」という、一種の当為として表される (XVIII, A42)。

22. このように、第 6 研究の書き換え草稿において、志向性が「何かについての意識」と「傾向」という二面性をもつということは、Melle が指摘している (Melle 1999, p.176)

てこの期待に応えればよいのか。無論、ドアを開ければよいのである。確かに私は、不安や反抗などの様々な動機により、ドアを開けないこともある。だが、相手の願望を共有できなくても、私は往々にしてドアを開けてしまうのである。

このような応答も、〈期待を込めた当為〉に従うことの一種であり、知覚とは区別される告知の受容の一種と言ってもよいかもしれない。ただし、次の欄外注記で述べられているように、〈告知すること〉に伴う当為は、〈意味すること〉（あるいはその延長線上にある〈指示すること〉）を支配していた形式的法則の及ぼす当為とは異なる。

表現と表現されたもの、ひいては記号一般と記号によって示されたものをコミュニケーションの機能に還元し、そこから志向的に生じさせることはできない。むしろ、記号と記号によって示されたものの内的関係はおのずから生じるのであり、それが場合によっては *eventuell* コミュニケーションに役立つのである。そして、自分を誰かのところに送り届けるという期待の当為 *das Sollen der sich adressierenden Zumutung* は [...]、記号から記号によって示されたものへの移行のもつ当為的「傾向」とは何の関係もない (XX/2, 74–75)。

この引用から分かるように、〈意味すること〉と〈指示すること〉のもつ「当為的傾向」はコミュニケーション（相互伝達）以前の独白の場面で、形式的法則における当為から出発して説明される。これに対して、〈告知すること〉のもつ「自分を誰かのところに送り届けるという期待の当為」は、その当為に従うこと（告知を受容すること）を促すことによって相互伝達を可能にする（そのような告知の受容は、知覚のみならず、ドアを開けるといった類の応答でもありうる）。ただしこの可能性は形式的法則によって保証されてはいない。相互伝達とは、そのような薄弱な可能性に支えられて、独白に「場合によっては」付け加わるものにすぎないのである。

4. 結び

本論文の答えるべき問いは、**『論研』の書き換えの過程で、他者との関係という観点からみて、独白の役割はいかに変化したのか**であった。この問いには、これまでの考察を踏まえて、次のように答えられる。

『論研』第1版において、独白は、普遍的な意味が個別的な作用の中で表現される仕方を説明するために、反省と抽象によって〈告知すること〉と〈指示すること〉を度外視して、〈意味すること〉だけに注目するという役割を担っていた（第1節）。しかし、同書の書き換えの過程で、反省されるべき〈意味の担い手になる作用〉と

対比される〈意味の担い手とならない作用〉は、非客観化作用から、〈告知すること〉をはじめとした期待の作用へと変更されることになった（第2節）。特に〈告知すること〉の独自性は、伝達の場面で〈意味すること〉や〈指示すること〉に伴う当為とは異なる、独白から伝達への移行をはじめて可能にするという独自の当為によって説明された（第3節）。この説明において、独白は第1版とは別の役割を担っている。つまり、独白は、伝達の相手としての他者との関係をさしあたり捨象した後に残る残存物ではなく、他者との関係の可能性を問い直すための出発点となったのである。

なお、浜渦の指摘によれば、『間主観性の現象学』に収められた草稿では、「言語的伝達としての対話を支えているものは何か、その可能性の条件の探求²³」がなされている。そしてこの伝達の条件は「意図の相互的理解」であるとされる²⁴。するとここでも、偽ることもできる意図の受容が問題となるだろう。よって、『論研』が書き換えの過程で逢着したこの問題——なぜ主観は独白で満足せずに、不誠実かもしれない他者と相互伝達を行うことができるのかという問題——は、後年の他者論にも引きつがれているように思われる²⁵。そして、そのような相互伝達への移行が、本論文で見たような薄弱な当為にしか支えられていないとすれば、フッサールの哲学における独白も、寂しさと無縁ではないのである。

【付記】本論文は、平成二五年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

文献

- Bolzano Bernard: *Wissenschaftslehre §1–45*, hrsg. von Jan Berg, Stuttgart-Bad Cannstatt : Friedrich Frommann Verlag, 1985.
- Bouckaert, Bertrand: *L'idée de l'autre : la question de l'idéalité et de l'altérité chez Husserl des Logische Untersuchungen aux Ideen I* (phaenomenologica 168), Dordrecht: Kluwer Academic Publishers, 2003.

23. 浜渦 1995、244 頁

24. 同書、242 頁

25. もちろん、『論研』と後年の他者論には断絶もある。そしてこの断絶を強調し、言語ではなく時間意識の考察によって対話の可能性を説明することも可能である。例えば Waldenfels は、フッサールの後期時間論で重視された「生き生きした現在」を、自己の特権性や単独性を否定して自己の「開かれ Offenheit」、自他の「等根源性 Gleichursprünglichkeit」を示すものと解している (Waldenfels 1971, S. 66)。このとき、フッサールの思想を通底する独自の形式は、“Ich für Andern” という「対話」の形式へと変化するとされる (Ibid. S. 133-134)。

Brentano, Franz: *Psychologie vom empirischen Standpunkte*, 1. Bd. hrsg. von Oskar Kraus (Philosophische Bibliothek ; Bd. 192), Leipzig: Meiner, 1924.

Die Lehre vom richtigen Urteil, hrsg. von F. Mayer-Hillebrand, Bern: Francke, 1956.

Derrida, Jacques: *La voix et la phénomène*, Paris : Prsses Universitaires de France, 1967.

Fraisopi, Fausto : “Genèse et transcendentalisation du concept d’ ‘horizont’ chez Husserl”, *Phänomenologische Forschungen* 2008, Hamburg: Felix Meiner , pp.43–88.

Husserl, Edmund:

—— *Husserliana, Edmund Husserl, Gesammelte Werke*, auf Grund des Nachlasses veröffentlicht vom Husserl-Archiv (Leuven) unter Leitung von H. L. Van Breda *et al.*, Den Haag: M. Nijhoff, 1950–1989; Dordrecht; Boston; London: Kluwer Academic Publishers, 1989–2005; Dordrecht: Springer, 2005–.

Bd. III/1: *Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phnomenologischen Philosophie. Erstes buch: Allgemeine Einführung in die reine Phänomenologie*, neu hrsg. von K. Schuhmann, 1976. 1. Halbband: Text der 1.–3. Auflage.

(邦訳)『イデーニ I – i』、『イデーニ I – ii』、渡辺二郎訳、みすず書房、1979年、1984年。

Bd. XVIII: *Logische Untersuchungen, Erster Band: Prolegomena zur reinen Logik*, hrsg. von E. Holenstein, 1975

(邦訳)『論理学研究 1』、立松弘孝訳、みすず書房、1975年。

Bd. XIX/1: *Logische Untersuchungen, Zweiter Band, Erster Teil: Untersuchungen zur Phänomenologie und Theorie der Erkenntnis*, hrsg. von U. Panzer, 1984.

(邦訳)『論理学研究 2』、『論理学研究 3』、立松弘孝ほか訳、みすず書房、1970年、1975年。

Bd. XIX/2: *Logische Untersuchungen, Zweiter Band, Zweiter Teil: Untersuchungen zur Phänomenologie und Theorie der Erkenntnis*, hrsg. von U. Panzer, 1984.

(邦訳)『論理学研究 4』、立松弘孝訳、みすず書房、1976。

Bd. XX/1: *Logische Untersuchungen Ergänzungsband, Erster Teil*, hrsg. von U. Melle, 2002.

Bd. XX/2: *Logische Untersuchungen Ergänzungsband, Zweiter Teil*, hrsg. von U. Melle, 2005.

Bd. XXVIII: *Vorlesungen über Ethik und Wertlehre 1908–1914*, hrsg. von U. Melle, 1988.

Melle, Ullrich: “Objektivierende und nicht- objektivierende Akte”, *Husserl-Ausgabe und Husserl-Forschung* (phaenomenologica115) hrsg. von Samuel Ijsseling, London: Kluwer Academic Publishers, 1990, pp.3–26/

——“Signitive und Signifikative Intentionen”, *Husserl Studies 15*, London: Kluwer Academic Publishers, 1999, pp.167–181.

- “Husserl’s revision of the sixth logical investigation”, *One Hundred Years of Phenomenology*(*Phaenomenologica* 164), eds. by D. Zahavi and F. Stjernfelt, London: Kluwer Academic Publishers, 2002, pp.111–123.
- “Das Rätsel des Ausdrucks”, *Meaning and Language* (*Phaenomenologica* 187), ed. by Mattens, P., Dordrecht: Springer, 2008, pp.3–26.
- Mohanty, Jitendranath : *The Philosophy of Edmund Husserl*, London: Yale University Press, 2008.
- Vandervele, Pol: “An Unpleasant but Felicitous Ambiguity”, *Meaning and Language* (*Phaenomenologica* 187), ed. by Mattens, P., Dordrecht: Springer, 2008, pp.27–48.
- Waldenfels, Bernhard: *Das Zwischenreich des Dialogs* (*Phaenomenologica* 41), Den Haag: M. Nijhoff, 1971.
- 植村玄輝、「内世界的な出来事としての作用：ブレンターノ、フッサール、ライナツハ」、『現象学年報』第23号（2007年）、109–117頁。
- 「形而上学における志向性の方法——フッサールの『意味の理論』講義（1908）の意義——」、『現象学年報』第25号（2009年）、89–97頁。
- 梶尾悠史、「現象主義を超えて——フッサール現象学における直接知覚の存在論——」、『現象学年報』第25号（2009年）、71–78頁。
- 鈴木崇志、“Der Hintergrund von Husserls Begriff der Kundgebung und Kundnehmung“, 『実践哲学研究』、第36号、2013年、1–31頁。
- 富山豊、「初期・中期フッサールにおける意味概念の動揺」、『現象学年報』第26号（2010年）、127–134頁。
- 浜渦辰二、『フッサール間主観性の現象学』、創文社、1995年。
- 吉川孝、『フッサールの倫理学』、知泉書館、2011年。

■ 付録 1 : 『論理学研究』 関連年表

以下の年表は、*Husserliana* XX/1, XX/2 に収められた編者 Melle の序論、及び Melle 2002 を参照して筆者が作成したものです。

- | | | |
|--------|--|------------|
| 1900 | 『論研』第1巻(第1版)出版 | |
| 1901 | 『論研』第2巻(第1版)出版 | |
| 1911 | 『論研』第2版のための修正を計画 | |
| 1912 | 修正計画をいったん中止し、『イデーオン I』の執筆に従事(～1913年4月) | |
| 1913 | 4月「哲学および現象学研究年報」第1号に『イデーオン I』掲載 | |
| | 『論研』第2版のための修正を再開 | |
| | 7月 『論研』第5研究までを印刷 | |
| | 第6研究の第4章までを執筆・印刷 | } XX/1 巻所収 |
| | 8月 印刷稿の続きとして第6研究の第5章を途中まで執筆 | |
| | 9月 『論研』の第2版序文を執筆 | |
| | 10月 『論研』第1巻と第2巻第1分冊(第1～5研究まで)を出版 | |
| | 10月から12月までのいずれかの時期に、第6研究の印刷稿の続きを書くことを断念し、第6研究の全面的な書き換えを計画。また、そのために1902年から1910年の間に書いた諸研究を利用 | |
| | 12月 第6研究の書き換えのための草稿として、XX/2 巻所収の草稿の大部分の執筆を始める(～1914年夏) | |
| 1914年夏 | 第一次世界大戦の勃発に伴い、書き換えの計画を断念 | |
| 1917 | 助手のシュタインが印刷稿を中心とした研究報告を作成 | |
| 1921 | 第6研究を収めた『論研』第2巻第2分冊(第2版)が出版
(ただし書き換えを踏まえたものではなく、第1版の微修正版) | |
| 1924 | 助手のラントグレーベに草稿の整理を依頼 | |

■ 付録 2 : 『論研』 第 6 研究 A と C の対照表

付録 1 にあるように、第 1 版に収められた第 6 研究 A (1901) の次に書かれたのは改稿第 1 期に属する第 6 研究 C (1913 年 9 月までに執筆) である。C においては、第 1 番草稿全集 (XX/1 巻の番号付けに従う。以下同様) が A の微修正を序論から第 13 節まで行い、中断している。そのあと書かれた第 2~4 番草稿は再び第 1 節から始まっているが、今度は微修正ではなく、大幅な書き換えを行っている。そこで以下では、この第 2~4 番草稿について、第 6 研究 A との対照を行う。そこで明らかになるのは、C が A の大幅な書き換えを試みつつも、章と節の構成に関しては、できるだけ A に従おうとしているということである。

なお、第 6 研究 D (主に 1913 年 12 月から 14 年夏に執筆) は断片的であり、第 2 版に収められた第 6 研究 B (1921) は A の微修正である (ただし修正箇所は XX/1 巻第 1 番草稿と同じではない)。よって B と D は対照表には含めない。

第 1 章 A : 意味志向と意味充実

C : 表題なし

A	C	備考
序論 Einleitung		第 1 番草稿には A とほぼ同じ序論があるが、第 2 番草稿にはない。
	前文 Vorbemerkung	C での挿入
§1	§1	A の第 3 段落は C では 2 段落に分けられ、内容が大きく変化
§2	§2	題を変更。A の第 2 段落までが C では 3 段落に分けられ、内容も変化
§3	§3	題を変更。C の 4 段落以降はほぼ新しい内容
§4	§4	C の第 6 段落以降はほぼ新しい内容。そこには A の §5 の内容も含まれる
§5	§5	C は表題なし。内容も大きく変化
§6-13	§6	C は表題なし。内容も大きく変化

第 2 章 A、C ともに「客観的志向の間接的特徴づけと、充実化の総合の区別による客観的志向の種別」

A	C	備考
§14		全集 XX/1 巻には収録なし
§15		全集 XX/1 巻には収録なし
§15a	§15	全集 XX/1 巻には第 2 段落の途中からしか収録されていない。また C では、A の第 4 段落以降の内容は削除されている

なし	§16-19	Cで新たに付加された節。主な話題は以下の通り §16：射映的な現象における重なり合いや持続の総合 §17：HinweisungをHineinweisungとHinausweisungに分ける §18：連合関係への言及 §19：充実したものを空虚なものへと変容することについて
----	--------	---

第3章 A：認識の諸段階の現象学

C：客観化と認識の諸段階の現象学

A	C	備考
§16	§20	A 第5段落以降の具体例の説明がCではより詳細になる
§17	§21	ほぼ変化なし
§18	§22	題が微修正される。Aの第3段落はCでは第3-5段落に分けられ、内容も変化
§19	§23	ほぼ変化なし
§20	§24	題が微修正される。Aの第1,2段落とCの第1,4段落に対応関係はあるが、その他の部分は異なる
§21-24	§25-30	節の構成と内容が大きく変化
§25	§31	Aの第4-8段落はCでは削除。代わりにCでは補足 Zusatz が挿入される
§26-29	§32-45	節の構成と内容が大きく変化

第4章 A：両立性と非両立性

C：可能性と可能性意識

A	C	備考
§30	§46	題、段落の構成はほぼ同じだが内容に変化あり
§31	§47	題が微修正される。Cの第4-7段落は新しい内容
§32-35	§48-55	節の構成と内容が大きく変化。編者のメレは長大なCの55節を内容に即して55, 56, 57節に区分

第5章 A：一致の理想。明証性と真理

C：明証性と真理

§36	節の区分なし	第5章の序論 Einleitung にあたる節。内容に大きな変化あり。Cでは存在と意識の相関関係に言及
§37-39	節の区分なし	編者のメレはCを内容に即して59, 60, 61に区分。ただし61節以降は執筆が中断されている

以降、Aは第6-9章まで続くが、Cは中断